

令和6年2月19日開会

むつ市議会第259回定例会提案理由(1)

ただいま上程されました議案第1号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料を定めるため、所要の条文整備をするものであります。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月19日開会

むつ市議会第259回定例会議案（1）

目

次

議案第1号 　　むつ市手数料条例の一部を改正する条例 …………… 5

議案第1号

むつ市手数料条例の一部を改正する条例

むつ市手数料条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料を定めるため、所要の条文整備をするものである。

むつ市手数料条例の一部を改正する条例

むつ市手数料条例（平成12年むつ市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表34の項を同表36の項とし、同表8の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、同表7の項中「書類」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同項を同表9の項とし、同表6の項を同表8の項とし、同表5の項中「又は届書」を「、届書」に、「事項」を「事項又は届書等情報の内容」に改め、同項を同表7の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同項の次に次の1項を加える。

6	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。）	1件につき 700円
---	--	------------

別表第1の3の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次の1項を加える。

3	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。）	1件につき 400円
---	--	------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

むつ市議会第259回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（1）

目

次

議案第 1 号	むつ市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表	……………	5
---------	-------------------------	-------	---

議案第1号参考資料

むつ市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
項	名 称	金 額	項	名 称	金 額
1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付手数料	(略)	1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	(略)
2	(略)		2	(略)	
3	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。）</u>	1件につき <u>400円</u>			

<u>4</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> の交付手数料	(略)
<u>5</u>	(略)	
<u>6</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u> （ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づく電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。</u> ）	1件につき 700円
<u>7</u>	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理、 <u>届書</u> その他受理した書類に記載した <u>事項</u> 又は <u>届書</u> 等情報の内容の証明書交付手数料	(略)
<u>8</u>	(略)	
<u>9</u>	戸籍法の規定に基づく届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

<u>3</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付手数料	(略)
<u>4</u>	(略)	
<u>5</u>	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理又は <u>届書</u> その他受理した書類に記載した <u>事項</u> の証明書交付手数料	(略)
<u>6</u>	(略)	
<u>7</u>	戸籍法の規定に基づく届書その他受理した <u>書類</u> の閲覧手数料	書類1件につき 350円

